

沖縄県立コザ高等学校 部活動に係る活動方針

部活動基本方針

本方針は、「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁平成30年3月）に則り、生徒にとって望ましいスポーツ及び文化的環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、学校、地域、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施される事を目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

1 適切な運営のために

- (1) 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長へ提出する。提出後校長は、本方針及び上記の活動計画等を学校のホームページへの掲載等で公表する。
- (2) 生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の運動部を設置する。
- (3) 部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意し、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (4) 校長は、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のために

- (1) 校長、部顧問及び指導者は、「運動部活動における総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
 - 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
 - 生徒の安全を確保できない場合、活動中止や計画の見直し等、適切に対応する。
 - 夏季の活動では、熱中症等に注意する。
 - 指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
 - 部活動では、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許されない指導をしっかりと区別して行う。
- (2) 部顧問は、トレーニング効果を得るため休養を適切にとることが必要であり、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高める等を正しく理解する。
 - 競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
 - 保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。

3 部活動の休日及び活動時間

- 下校時間は、原則として午後5時とする。但し、指導教師がついている活動においては、午後7時25分までとし、8時には下校する。
- 定期考査の5日前から終了日の前日までは原則として活動を停止する。但し、試合・発表会前等の活動時間は、顧問がついている場合に限り、学習に支障のない範囲（2時間程度）で行うことができる。
- 1日の活動時間は、平日2時間、休日4時間(準備・後片付を含む)程度とし、短時間で効率的・効果的な活動を行う。
- 学期中は週に2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日以下「週末」という)少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中の休養日の設定は学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- 本校の特色を鑑み、沖縄県高等学校強化推進運動部活動においては、沖縄県体育協会、沖縄県高体連と連携し競技力の向上に努める。
沖縄県高等学校強化推進運動部（令和元年5月9日）
男子ハンドボール、女子サッカー、男子卓球、女子卓球、男子駅伝
沖縄県高等学校強化推進運動部（令和2年5月22日）
女子サッカー、女子ソフトボール

○学校は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

5 設定されている部活動(同好会も含む)

- ①バレーボール部男子 ②バレーボール部女子 ③バスケットボール部男子 ④水泳部
- ⑤バスケットボール部女子 ⑥バドミントン部男子 ⑦バドミントン部女子 ⑧剣道部
- ⑨ハンドボール部男子 ⑩ハンドボール部女子 ⑪卓球部男子 ⑫卓球部女子 ⑬弓道部
- ⑭新体操 ⑮野球部 ⑯ソフトボール男子 ⑰ソフトボール女子 ⑱サッカー部男子
- ⑲サッカー部女子 ⑳陸上競技部 ㉑硬式テニス部男子 ㉒硬式テニス部女子 ㉓ソフトテニス部女子
- ㉔空手部男子 ㉕空手部女子 ㉖⑱ゴルフ㉗ダンス部 ㉘ラグビー部
- ㉙駅伝部 ㉚ボクシング ㉛ボウリング ㉜吹奏楽 ㉝英語 ㉞茶道㉟放送 ㊱ボランティア
- ㊲生物 ㊳軽音楽 ㊴パソコン ㊵地球科学 ㊶美術 ㊷郷土芸能 ㊸文芸
- ㊹書道

策定期日：平成31年4月1日

一部追記：令和2年5月22日